

別記

自動火災報知設備の熱感知器の感知区域に係る運用基準

1 適用対象

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第7条第3項第1号に規定する自動火災報知設備が設置され、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第23条第4項第3号口に規定する感知区域が間仕切りにより分けられているもの。

2 運用基準

次のすべてに適合する感知区域は、1個の熱感知器で火災を有効に感知するものとして取り扱うことができる。

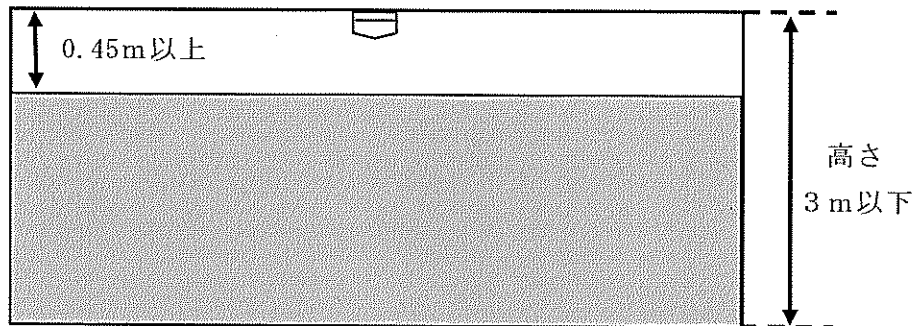
(1) 感知区域の条件

床面積70㎡以下（長辺は概ね10m以下であること。）、かつ、取付け面の高さ3m以下の感知区域であり、天井面が傾斜形天井等の特殊な形状でないこと。

(2) 間仕切りの開口部

間仕切りの概ね全面の上部に0.45m以上の開口部があること。（図-1参照）

図-1



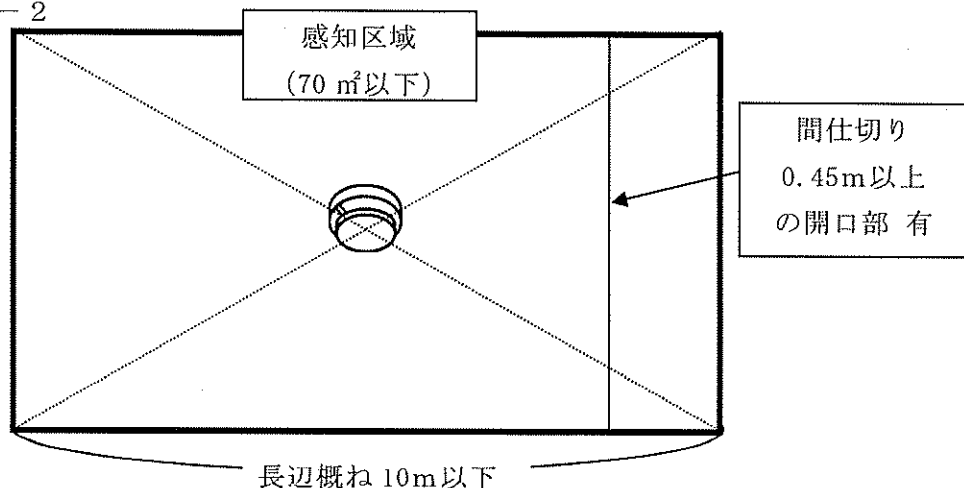
(3) 熱感知器の種別

差動式スポット型1種又は2種

(4) 熱感知器の設置位置

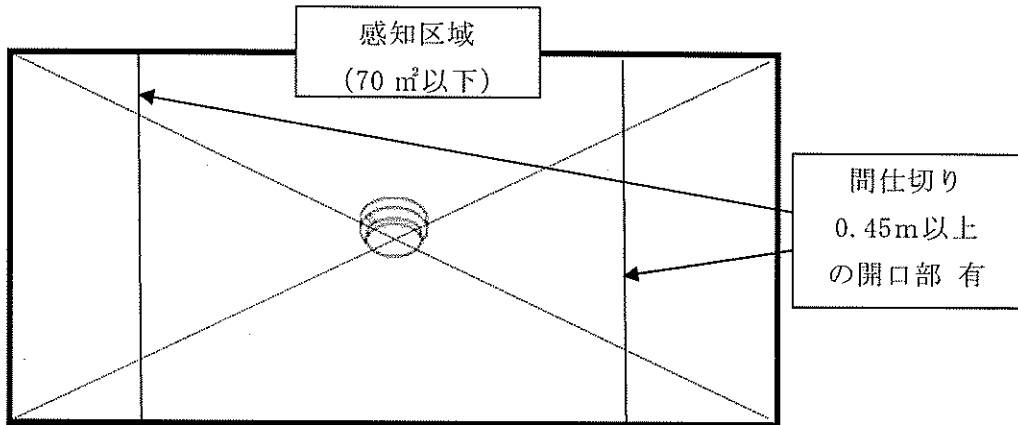
熱感知器は間仕切りで分けられた区域のうち、広い区域側に設けられていること。また、感知区域全体の中央付近に設けられていること。（図-2参照）

図-2



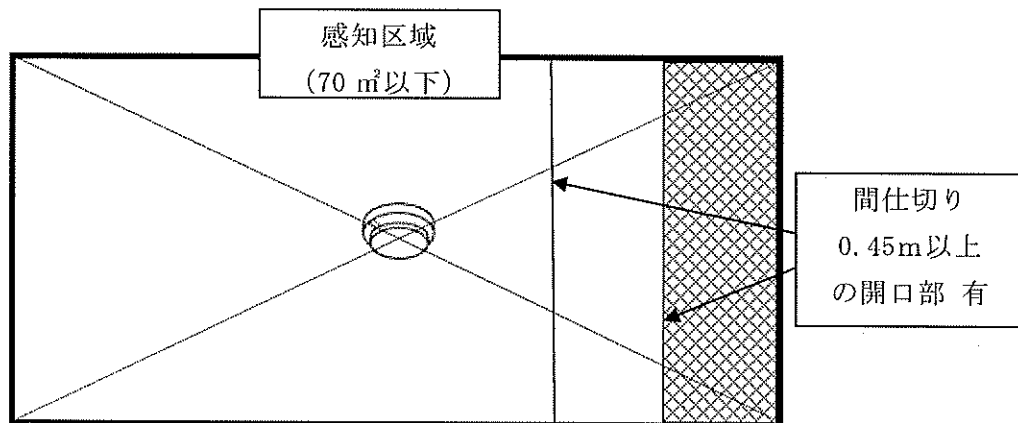
(5) 適用例は次のとおり

ア 1個の熱感知器で火災を有効に感知することができるものとして取り扱うことができる例



熱感知器を設置している区域と隣接していない区域がない場合

イ 1個の熱感知器で火災を有効に感知することができるものとして取り扱うことができない例



熱感知器を設置している区域と隣接していない区域(網掛け部分)が存する場合